

寒川町介護保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
(保険料率)	(保険料率)
第6条 <u>平成27年度から平成29年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号 に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平 成9年法律第123号。以下「法」という。) 第9条第1号に規定する者をいう。以下同 じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に 定める額とする。	第6条 <u>平成30年度から平成32年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号 に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平 成9年法律第123号。以下「法」という。) 第9条第1号に規定する者をいう。以下同 じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に 定める額とする。
(1) 介護保険法施行令(平成10年政令 第412号。以下「令」という。)第39条 第1項第1号に掲げる者 <u>24,900円</u>	(1) 介護保険法施行令(平成10年政令 第412号。以下「令」という。)第39条 第1項第1号に掲げる者 <u>30,840円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>34,860円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,170円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>37,350円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,260円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>44,820円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,510円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>49,800円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>61,680円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>57,2 70円</u>	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>70,9 30円</u>
ア <u>地方税法(昭和25年法律第226号)</u> <u>第292条第1項第13号に規定する合計</u> <u>所得金額(以下「合計所得金額」とい</u> <u>う。)</u>	ア <u>合計所得金額(地方税法(昭和25</u> <u>年法律第226号)第292条第1項第13号</u> <u>に規定する合計所得金額をいい、租</u> <u>税特別措置法(昭和32年法律第26号)</u> <u>第33条の4第1項若しくは第2項、第3</u> <u>4条第1項、第34条の2第1項、第34条</u> <u>の3第1項、第35条第1項、第35条の2</u> <u>第1項又は第36条の規定の適用があ</u> <u>る場合には、当該合計所得金額から</u> <u>令第38条第4項に規定する特別控除</u> <u>額を控除して得た額とする。以下同</u> <u>じ。)</u> が125万円未満の者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)	イ (略)
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>62,2</u>	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>77,1</u>

<u>50円</u> ア・イ (略) (8) 次のいずれかに該当する者 <u>74,700円</u> ア・イ (略) (9) 次のいずれかに該当する者 <u>87,150円</u> ア・イ (略) (10) 前各号のいずれにも該当しないもの <u>99,600円</u> 2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,410円</u>とする。 ～略～ (保険料の徴収猶予) 第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。 (1)～(4) (略) <u>(加える)</u> 2 (略) (保険料の減免) 第14条 (略) 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受け</u>	<u>00円</u> ア・イ (略) (8) 次のいずれかに該当する者 <u>92,520円</u> ア・イ (略) (9) 次のいずれかに該当する者 <u>107,940円</u> ア・イ (略) (10) 前各号のいずれにも該当しないもの <u>123,360円</u> 2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,760円</u>とする。 ～略～ (保険料の徴収猶予) 第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める事情があること。</u> 2 (略) (保険料の減免) 第14条 (略) 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>事由が発生してから6月以内に</u> _____、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受け
--	---

ようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 3 (略) ～略～ (罰則) 第18条 町は、被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。 ～略～	ようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 3 (略) ～略～ (罰則) 第18条 町は、被保険者、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。 ～略～ <u>附 則</u> (施行期日) 1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>この条例による改正後の第6条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u>
--	---